

令和6年度茨城県環境保全型農業直接支払交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号に規定する事業を実施するため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長・27農振第2219号同省農村振興局長連名通知。以下「推進要領」という。）及び茨城県環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和2年4月14日付け農技第40号。以下「県要領」という。）に基づき、市町村が事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付率等)

第2条 第1条に規定する経費及びこれに対する交付単価又は交付率は、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第3条 市町村長は、別表の交付金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）をその市町村を管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、交付金の交付を受けようとする農業者団体等（以下「農業者団体等」という。）から交付申請書の提出を受けた際、当該農業者団体等が環境負荷低減のチェックシート（国要領様式第14号。以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について理解し、該当する取組について確実に実施されていることを確認すること。ただし、農業者団体等がGAP認証等を取得している場合はこの限りではない。
- 3 所長は、市町村長から交付申請を受理した時は、管内市町村の申請状況を取りまとめ知事に報告しなければならない。

(交付の条件等)

第4条 交付の条件等は別紙のとおりとする。

(交付の決定)

第5条 所長は、第3条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めるときは、交付の決定をし、その内容を茨城県環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止等)

第6条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた者は、事業の中止又は廃止をしようとするとき及び予定の期間内に事業が完了しないときは、速やかに所長に対してその理由書を提出し、所長の指示を受けなければならない。

(事業の変更)

第7条 市町村長は、第3条に規定する交付申請書の記載事項について重要な変更をしようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合において、所長の承認を受けようとするときには、変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第3号)を所長に提出し、変更(中止又は廃止)交付決定通知書(様式第3-1号)による承認を受けなければならないが、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 前項に規定する重要な変更とは次の(1)及び(2)のとおりとする。

- (1) 事業費の増
- (2) 事業費の30%以上を超える減

(状況報告)

第8条 市町村長は、交付金の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において様式第4号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、市町村長から提出された遂行状況報告書を取りまとめるとともに、その写しを速やかに知事に提出するものとする。
- 3 市町村長は、農業者団体等からチェックシートを徴取するとともに、提出されたチェックシートの実施状況欄の該当する全ての項目にチェックされていることを確認した上で、第1項に規定する遂行状況報告書にチェックシートの写しを添付し、所長に提出しなければならない。ただし、農業者団体等がGAP認証等を取得している場合は、この限りではない。
- 4 所長は、第1項による規定以外の場合においても、必要に応じて市町村長から遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第9条 所長は、事業遂行上必要と認めた場合は、交付決定額以下の額を概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする金額及びその理由を記載した概算払申請書(様式第5号)を所長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 市町村長は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は別表1の交付金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、茨城県環境保全型農業直接支払交付金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を所長に提出しなければならない。

- 2 所長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、交付金の交付決定に係る年度の翌年度の4月5日までに、茨城県環境保全型農業直接支払交付金実績とりまとめ報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 3 所長は、次条第2項に規定する市町村長への支払が完了したことについて、支払が完了したことが確認できる根拠資料により、速やかに知事に報告しなければならない。
- 4 前条の規定により概算払を受けた市町村長は、第1項の規定により実績報告書を提出する際に、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第99条第1項に規定する概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示404号)様式第102号)を併せて提出するものとする。

(交付金の額の確定等)

第11条 所長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、環境保全型農業直接支払交付金確定通知書(様式第8号)により市町村長へ通知するものとする。

- 2 所長は、前項により交付すべき交付金の額を確定した場合は、交付金の交付決定に係る年度の翌年度の4月7日(4月7日が茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条第1項第1号に規定する県の休日であるときはその翌開庁日)までに市町村長へ支払を完了しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、第5条の茨城県環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書(様式第2号)の送付を受けた日から10日以内とする。

(書類等の保存)

第 13 条 市町村長は、茨城県環境保全型農業直接支払交付金に係る書類及びその証拠書類について、事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

付 則 (令和 4 年 6 月 10 日農技第 233 号)

この要項は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。ただし、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (令和 5 年 5 月 16 日農技第 140 号)

- 1 この要項は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。ただし、改正後の要項は令和 5 年度の事業から適用する。
- 2 この要項の改正前の要項に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

付 則 (令和 6 年 5 月 10 日農技第 139 号)

- 1 この要項は、令和 6 年 5 月 10 日から施行する。ただし、改正後の要項は令和 6 年度の事業から適用する。
- 2 この要項の改正前の要項に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表

事業の種目	経 費	交付単価 又は交付率
1 環境保全型農業直接 支払交付金	市町村が、当該市町村に申請のあった農業者団体等に対して支払う交付金であり、国要領第8の5に基づき実施状況の確認をした取組面積に対して、県要領別紙1の表中の国の交付金と一体的に県及び市町村が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価の額を乗じて得られる額の総額	当該交付金に要する経費の4分の3以内
2 環境保全型農業直接 支払推進交付金	市町村が推進要綱別紙3の第2に基づいて行う次の事業に要する全部又は一部に充てるために必要な経費 (1) 推進・指導 (2) 確認事務 (3) その他推進事業の実施に必要な事項	定 額

別紙

交 付 条 件

- 1 交付金事業者たる市町村は、次に掲げる規則等の定めるところに従わなければならない。
 - (1) 茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）
 - (2) 茨城県環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和2年4月14日付け農技第40号）
 - (3) 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) 環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）
 - (5) 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長・27農振第2219号同省農村振興局長連名通知）
 - (7) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
 - (8) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
 - (9) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）

- 2 1に掲げる規則等又は交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

- 3 交付金事業者たる市町村は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 4 交付金事業者たる市町村は、対象活動をする農業者団体等から、2により返還を受けた場合には、返還を受けた金額の全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

- 5 交付金事業者たる市町村は、交付金を交付する場合においても、市町村に付された条件と同一の条件を付さなければならない。